平成３１年３月１１日付【水道産業新聞】
●特集　上下水道事業の地震・津波対策（東日本大震災から８年）
＜全国組織の機動力、技術力を活かして復旧支援＞
広域災害に備え体制強化
要領、支援マニュアルを改定

全国組織の機動力、技術力を活かして復旧支援

●特集　上下水道事業の地震・津波対策（東日本大震災から８年）

東日本大震災以降も、全国で大規模災害が多発するなか、上下水道の一刻も早い機能回復に向けた自治体と民間企業の連携強化が一層重要になっている。全国上下水道コンサルタント協会、日本下水道管路管理業協会は、全国に広がる会員組織を通じ、災害時の復旧に向けた技術支援活動を展開してきた。さらに、これまでの現場経験をもとに、より迅速に効果的・効率的な支援ができるよう、自治体との協定締結や、支援組織体制の充実、講習を通じた知見の共有や人材の育成などを進めている。本紙では、両協会の取り組みを紹介する。

全国上下水道コンサルタント協会

全国上下水道コンサルタント協会（水コン協）は、広域で大規模な災害が起きた際に、会員と関係者が連携し、災害査定資料の作成など、現地での支援活動が円滑に実施できるよう、「災害時の活動などに関する要領」と「災害時支援マニュアル（下水道版）」を改定し、２０１８年度版として発刊した。

要領では、災害時支援協定に基づく活動における協会と会員との役割分担と連携のあり方を明確化するとともに、災害時支援組織（国や都道府県、関係機関）に対する積極的な情報提供・情報収集を支援活動に位置づけた。

マニュアルでは、熊本地震での支援実績を踏まえ、災害査定資料作成の実例を収録するとともに、協定に基づく復旧支援業務が今後増加することを想定し、協会活動と会員活動の役割分担と連携について記載した。また、複数社による支援の際に必要となる会員間の協力体制や、「現地会員対策本部」の役割についても記載した。

会員が支援要請を受けるルートとしては、①個々の会員への直接の支援要請、②協会の「会員紹介ルール」に基づく支援要請の2通りが考えられるが、①のケースは、東日本大震災や熊本地震においても多数を占めた一方で、地方公共団体の職員や新規事業の減少にともない、災害時支援の経験のある職員が少なかったり、災害発生時に業務に携わっている設計コンサルタントがいなかったりするなど、支援要請先の選定に苦慮するケースが増えている。今後、広域災害では複数会員による支援活動が必要となることも想定され、協会に会員の紹介を要請する②のケースが増えることが予想される。

②のルールについては、東日本大震災での支援活動の経験を踏まえ、「災害時の活動などに関する規程」で、1）災害時支援協定を締結していない団体からの要請に対しては、年度当初に支援意志を確認した会員リストを提示する 2）災害時支援協定を締結している団体からの要請に対しては、改めて当該団体への支援意志を確認した会員のリストを提示すると定めている。何れの場合も、協会が会員を特定して紹介することは独占禁止法に抵触する恐れがあること、また、コンサルタントによる技術支援は、下水道法の「災害時維持修繕協定」に基づく民間事業者の支援にあたらないため、会員リストの中から団体に選定してもらう形を取っている。

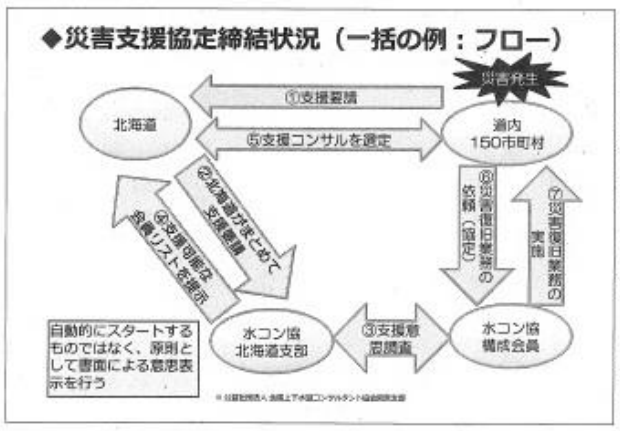

熊本地震においては、協会（九州支部）と被災自治体との間で事前に災害時支援協定を締結していなかったが、特に被害の大きかった熊本市、益城町と被災後直ちに協定を締結し、紹介ルール2）により、改めて支援意志を確認した会員のリストを提示した。熊本市では、被災規模が大きく複数会員による支援活動が必要となったことから、提示したリストから選定された7社と市が随意契約を結んだ。このうち、2社が「現地会員対策本部」として、市や支援地方自治体、日本下水道管路管理業協会（管路協）等の支援団体と連携し、二次調査結果の総括や、災害査定資料を作成するための基礎資料の作成に従事し、ほかの5社とともに査定資料を作成した。結果として複数社による支援体制は非常に効果的に機能したこと、また、下水道BCP策定のなかで関連団体との協定締結がクローズアップされたこともあり、全国から協定の締結依頼が相次いでいる（図）。

広域災害に備え体制強化
要領、支援マニュアルを改定

昨年9月に発生した北海道胆振東部地震では、協会（北海道支部）と札幌市の間で単独に災害時支援協定を、また、北海道、道内の下水道事業に着手している150市町村を一括した災害時支援協定（「一括協定」という）を締結していたことが、スムースな災害査定資料作成などの支援活動につながったと考えられる。

一括協定の効果として、道のとりまとめにより、協会は、道内の被災状況を速やかに把握することができ、また被災自治体も、支援体制の構築や市町村間の調整が容易になるため、迅速で円滑な調査と応急復旧が可能になったことが挙げられる。さらに、支援要請に必要な書類や、作業報告書などの様式を道内で統一化したことが効率的な支援につながった。

一括協定は北海道のみであるが、事業の広域化や共同化の動きに合わせて県単位で一括して協定締結を検討するケースの相談が増加の傾向にある。一括協定は、今後の発生が想定される首都直下地震や南海トラフ地震により、広域にわたる被害が生じた場合にも有効だと考えられる。

災害時支援の作業責任者となる人材を確保するための取り組みとして、協会（災害時支援者育成小委員会）は、改定したマニュアルを活用した「災害時支援者育成講習」を来年度は東京、大阪の2カ所で、その後は年2～3回開催する方針としている。災害復旧関連業務の具体的な内容を熟知し、作業の手戻りがないように指示・監督ができ、現地会員対策本部と連携して活動できる人材の育成を目指す。会員の技術力アップと合わせ、災害支援を行う地方公共団体や、管路管理業者（管路協の会員）など関係団体との連携強化のため、関係者が広く聴講できるような講習とする。

平成３１年３月１１日付【水道産業新聞】
●特集　上下水道事業の地震・津波対策（東日本大震災から８年）
＜全国組織の機動力、技術力を活かして復旧支援＞
広域災害に備え体制強化
要領、支援マニュアルを改定

平成31年 3月1日現在

支部における事業体との災害時の協定

支部	協定先	締結日	協定名称	備考
北海道	札幌市	平成29年8月7日	災害時における下水道技術支援協力に関する協定	下水道
	北海道及び150市町村	平成30年3月23日	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	下水道
	北広島市	平成31年1月28日	災害時における技術支援協力に関する協定	水道
東北	宮城県公営企業管理者	平成30年1月16日	災害時等における水道施設等緊急復旧業務に関する協定	水道等
	仙台市水道事業管理者 仙台市下水道管理者	平成30年3月2日	災害時における水道施設技術支援協力に関する協定	水道
		平成30年3月2日	災害時における下水道施設技術支援協力に関する協定	下水道
	宮古市	平成30年11月26日	災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定	上下水道
関東	横浜市	平成28年9月1日	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	下水道
	川崎市上下水道事業管理者	平成29年11月20日	災害時等における災害復旧業務に関する協定	下水道
中部	岐阜県流域浄水事務所	平成27年11月17日	災害時における技術支援協力に関する覚書	下水道
関西	香芝市	平成21年5月1日	災害時における支援業務に関する協定	下水道
	富田林市	平成29年3月27日	災害時等における災害復旧業務に関する協定	下水道
	京都市公営企業管理者上下水道局長	平成30年12月19日	災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	上下水道
	丹波市	平成31年2月14日	災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	下水道
	宇治市	平成31年3月1日	災害時における災害復旧支援業務に関する協定	下水道
中国・四国	広島県	平成29年6月16日	災害時等における災害支援業務に関する協定	下水道
	岡山市	平成29年9月22日	災害時等における災害支援業務に関する協定	下水道
	呉市上下水道事業管理者	平成30年7月2日	災害時における災害支援業務に関する協定	下水道
	周防大島町	平成30年10月15日	災害時における災害支援業務に関する協定	下水道
	廿日市市	平成31年1月16日	災害時における災害支援業務に関する協定	下水道
九州	熊本市上下水道事業管理者	平成28年4月14日	災害時における技術支援協力に関する協定	上下水道
	益城町	平成28年4月14日	災害時における技術支援協力に関する協定	上下水道
	大分市	平成29年12月20日	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	下水道
	北九州市上下水道局	平成29年3月29日	災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定	上下水道
	長洲町	平成30年9月11日	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	下水道